

在宅療養管理指導のサービス提供に係わる運営規程・重要事項等

在宅療養管理指導のサービス提供に係る運営規定

(事業の目的)

第1条

1. 当事業所（指定居宅サービス事業者）が行う在宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当事業所の薬剤師が適正な在宅療養管理指導を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらをふまえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者又は要支援者（以下、「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・在宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・在宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、在宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当事業所の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う在宅療養管理指導の提供に当たっては、医師及び歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った在宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日及び営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
2. 利用者には、営業時間以外の連絡先を掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、当事業所が所存する市町村およびその隣接する市区町村とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う在宅療養管理指導の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬告示上の額とする。
2. 利用料については、在宅療養管理指導の実施前に、予め利用者又はその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 利用料として、以下の利用者負担を徴収する。

単一建物診療患者が1人の場合	1割負担の場合	1回518円(月4回まで)
単一建物診療患者が2～9人の場合	1割負担の場合	1回379円(月4回まで)
単一建物診療患者が10人～の場合	1割負担の場合	1回342円(月4回まで)
情報通信機器を用いる場合	1割負担の場合	1回46円(月4回まで)

前請求日との間には6日間の間隔を要することとする。但し、末期の悪性腫瘍又は中心静脈栄養、麻薬注射投与を受けている場合には1週に2回かつ1月に8回を限度とする。また、麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合、1回につき100円を加算する。在宅で医療用麻薬持続注射療法を行う場合、1割負担の場合1回につき250円を加算する。在宅中心静脈栄養法を行う場合、1割負担の場合1回につき150円を加算する。
4. 在宅療養管理指導に要した交通費は、自動車を利用した場合、実費を請求することができる。その金額については予め、利用者の了解を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条

1. 在宅療養管理指導を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項等)

第10条

1. 当事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規定は 令和6年6月1日より 施行する。

在宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等

令和6年6月1日

1. 事業者概要

運営法人の名称	株式会社スギ薬局
運営法人の所在地	愛知県大府市横根町新江62番地の1
代表者名	代表取締役社長 杉浦 伸哉
事業者名称	(阪神調剤薬局 かつかご店 知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	富山県高岡市能町南3丁目45番地の2
指定番号	指定 0242309 号
電話番号	0766-28-6558
携帯番号	070-2290-5460
FAX番号	0766-28-6558

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対して、当事業所の薬剤師が適正な在宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供につとめます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携につとめます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に関与する上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことは致しません。

3. 提供するサービス

当事業所が提供するサービスは以下の通りです。

【在宅療養管理指導のサービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談して下さい。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	1名以上	1～2名(交代制) 営業日、営業時間に準ずる

5. 担当薬剤師

【担当の薬剤師は、以下の通りです】

責任者: 高森 靖
担当薬剤師: ① 旅家 佐智子 担当薬剤師: ② _____

6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

① 営業日 月・火・水・木・金・土曜日 但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除く

② 営業時間 月・火・木・金 9:00 ～ 18:00

水 8:30 ～ 16:30 土 9:00 ～ 12:30

7. 緊急時の対応等

- ① 必要に応じ利用者の主治医又は医療機関、関連事業者に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 実施地域 高岡市

9. 利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- ① 在宅療養管理指導サービス費として
 - ・単一建物診療患者が1人の場合 1割負担の場合 1回518円(月4回まで)
 - ・単一建物診療患者が2～9人の場合 1割負担の場合 1回379円(月4回まで)
 - ・単一建物診療患者が10人～の場合 1割負担の場合 1回342円(月4回まで)
 - ・情報通信機器を用いる場合 1割負担の場合 1回46円(月4回まで)但し、末期の悪性腫瘍又は中心静脈栄養、麻薬注射投与を受けている場合には1週に2回かつ1月に8回を限度とする。
- ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合 1割負担の場合 1回100円を加算(月8回まで)
在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている場合 1割負担の場合 1回250円を加算(月8回まで)
在宅中心静脈栄養法を行っている場合 1割負担の場合 1回150円を加算(月8回まで)

その他の利用料
③交通費・・・なし

上記の他、医療保険制度に定められた薬剤に係る費用の一部負担額を負担していただきます。

容態の急変等による場合、医療保険制度に規定される居宅サービスを適用し、緊急訪問を実施いたします。また、介護保険制度あるいは医療保険制度の変更に伴い、負担額に変更があった場合には、変更になった額を負担していただきます。

10. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡下さい。

●お客様相談窓口

阪神調剤薬局かつかご店 0766-28-6558
スギ薬局 お客様サポート室 0120-921-771
高岡市長寿福祉課 0766-20-1372
富山県国保連合会 076-431-9816